

フランスにおける選挙運動費用及び政治資金の規制 —政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する 2017年3月6日の法律第2017-286号—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 安藤 英梨香

【目次】

はじめに

I 法律制定の背景

- 1 これまでの規制経緯
- 2 ミクロ政党を通じた資金調達の問題

II 法律第2017-286号の概要

- 1 審議経過と構成
- 2 資金調達経路の透明化
- 3 選挙運動費用の会計手続の合理化

おわりに

補記

翻訳：選挙法典（抄）

政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号（抄）

はじめに

2017年3月6日、選挙候補者の選挙運動費用並びに政党及び政治団体（以下「政党」）の政治資金の資金調達経路に対する規制強化を目的として、選挙法典⁽¹⁾及び「政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号」⁽²⁾（以下「法律第88-227号」）を改正する「政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する法律第2017-286号」⁽³⁾（以下「法律第2017-286号」）が制定された。

法律第2017-286号は、政治資金の透明化のために、新たな禁止条項を設けるのではなく、国民が政治資金に関する情報にアクセスできる仕組みを整えることで、政治家に対し、政治倫理の向上を促そうとするものである。これにより、国民から不信を招くような政治家の活動が減り、一層の政治資金の透明化、政治倫理の向上がなされることが期待されている。

以下、法律制定に至る背景と改正の概要について解説し、末尾に、法律第2017-286号による改正部分を含む、選挙法典法律の部第1編第1章第5節の2（選挙費用の調達及び限度額）の全訳及び法律第88-227号第3章（政党及び政治団体並びにその資金調達に関する

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年1月25日である。

(1) Code électoral. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070239&dateTexte=2017031>> 選挙法典には、国民議会議員選挙、元老院議会議員選挙、州議会議員選挙、県議会議員選挙及び市町村議会議員選挙についての規定が収録されている。

(2) Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000321646&dateTexte=2017031>> 同法については、大山礼子「政治資金浄化法」『外国の立法』No.156, 1988.7, pp.175-186を参照。

(3) Loi n° 2017-286 du 6 mars 2017 tendant à renforcer les obligations comptables des partis politiques et des candidats. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=2EAE69BD2B6787E74E93212A702B1D03.tplgfr39s_3?cidTexte=JORFTEXT000034150665&categorieLien=id>

規定) の訳を付す。

I 法律制定の背景

1 これまでの規制経緯

フランスにおける選挙運動費用及び政治資金の規制は、1988年に法律第88-227号が成立するまで、非営利団体⁽⁴⁾一般について規律する「非営利団体の契約に関する1901年7月1日の法律」⁽⁵⁾(以下「非営利団体法」)が政党の寄附の受領や不動産の取得などを規制するのみであった。1970年代以降、選挙運動にテレビを活用するなど選挙運動費用が高額になり政治資金が不足する中、非営利団体法で規制されていた寄附等による資金を用いる政党が現れた。また、1980年代になると政治家の不祥事が相次ぎ、政治家は腐敗しているというイメージが生じ、それを払拭するためにも政治資金の透明化を求める声が高まった⁽⁶⁾。そこで、法律第88-227号が制定され、同法と同法により改正された選挙法典により、選挙運動費用及び政治資金規制並びに資産届出制度についての規定が定められた。主に、選挙運動費用については選挙法典が、政党の政治資金については法律第88-227号が、資産届出制度については法律第88-227号及び関連法が定めることとなった。具体的には、大統領選挙及び下院議員選挙の候補者の選挙運動費用に対する規制及び国庫補助、政党に対する国庫補助及び収支の公開の義務付け、大統領選挙の候補者、大統領、国会議員等の資産届出制度などが規定された。その後、法律第88-227号や選挙法典の改正によって、選挙運動費用の規制の対象となる選挙の範囲拡大、寄附や選挙運動費用の上限の設定や変更等が行われてきた⁽⁷⁾。

中でも大きな改正が行われたのは、1990年に制定された「選挙運動費用の制限及び政治資金の透明性に関する1990年1月15日の法律第90-55号」⁽⁸⁾(以下「法律第90-55号」)によるもので、選挙運動費用及び政治資金の会計手続に関する規定が置かれた。まず、選挙候補者は、選挙資金調達団体⁽⁹⁾又は会計代理人を代理人として指名し、これに選挙運動費用の管理を行わせることが定められた(選挙法典L.第52-4～6条)。また、「選挙

(4) フランスにおける非営利団体(association)は、アソシエーションとも称され、「非営利団体の契約に関する1901年7月1日の法律」に基づき、複数の者が利益を分配すること以外の目的において知識又は活動を共にするという合意のもとに形成される法人である(中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂, 2012, p.39)。非営利団体の中には、国や地方自治体から補助金を得て、様々な分野で公務を実質的に担っている団体もある(服部有希「フランスの政治倫理に関する立法—利益相反防止と資産公開—」『外国の立法』No.264, 2015.6, p.40. [\(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381677_po_02640003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>\)](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381677_po_02640003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>))。なお、非営利団体の活動については、自治体国際化協会パリ事務所「フランスにおける地域振興とアソシエーション」『Clair Report』No.344, 2010.1. <http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/344.pdf> に詳しい。

(5) Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000497458&dateTexte=20171031>

(6) 法律第88-227号制定以前の政治資金規制については、大曲薰「欧米の企業献金規制の動向」『レフアレンス』579号, 1999.4, pp.38-40を参照した。

(7) これまでの法改正の要点は、1990年の改正については、成田憲彦ほか「選挙運動費用の制限及び政治資金の透明化に関する1990年1月15日の法律第90-55号」『外国の立法』No.168, 1990.7, pp.255-269に、2011年の改正については、服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.35-47. [\(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>\)](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)に、2013年の改正については、服部「フランスの政治倫理に関する立法—利益相反防止と資産公開—」前掲注(4), pp.23-63. [\(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381677_po_02640003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>\)](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381677_po_02640003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)を参照。

(8) Loi n° 90-55 du 15 janvier 1990 relative à la limitation des dépenses électorales et à la clarification du financement des activités politiques. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000341734&fastPos=2&fastReqId=2113457120&categorieLien=id&oldAction=rechTexte> 同法については、成田ほか 同上参照。

(9) 選挙資金調達団体については、選挙法典L.第52-5条で規定されており、法人格を取得するため、本部を置く県における国の代表者(出先機関の統括者として、国の事務の執行のみを担当する)に届出を行わなければならぬと定められている。

運動費用収支報告及び政治資金全国委員会」(Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques)（以下「委員会」）を設置することが定められた（選挙法典 L. 第 52-14 条）。委員会は、コンセイユ・デタ⁽¹⁰⁾、破毀院⁽¹¹⁾及び会計検査院⁽¹²⁾の委員各 3 名により構成される。委員会は、選挙運動費用に関して、候補者から提出される選挙運動費用収支報告書を承認又は対審手続により却下若しくは訂正するほか、選挙法典 L. 第 52-11 条で規定する選挙運動費用の限度額の超過が明らかになったときは選挙に係る裁判官⁽¹³⁾に審理を求め、また各種の違反を発見したときは記録を検事局⁽¹⁴⁾に送付する（選挙法典 L. 第 52-15 条）。また、委員会は、政治資金に関して、政党が提出した収支報告書について審査を行い、委員会が違反を発見した場合は、当該政党は罰則が科される（法律第 88-227 号第 11-7 条）。法律第 90-55 号により新設されたこれらの規定は、現在も有効である。

しかし、いまだ政党や選挙候補者の資金の調達経路は不透明であるとされており、選挙運動費用の会計手続に携わる委員会、代理人等の業務をさらに効率化、合理化させる余地があることが、今回の法律制定につながった。

2 ミクロ政党を通じた資金調達の問題

法律制定の背景の 1 つとして、ミクロ政党（micro-parti）を通じた資金調達の問題が挙げられている。ミクロ政党は、政党として届け出ているが、多くの場合議会に議席を持たず、その実態は特定の政党や選挙候補者のために資金調達を行う団体である。ミクロ政党は、次のように元手なしに国から受け取る資金を使って黒字を計上する資金運用のやり方や、政党や選挙候補者に対する寄附の手法から、「法律の抜け穴」と称される。⁽¹⁵⁾

(1) ミクロ政党の資金運用方法

例えばマリーヌ・ル・ペン（Marine Le Pen）氏を党首とする国民戦線（Front National）のミクロ政党には、ジャン=マリー・ル・ペン（Jean-Marie Le Pen）氏が設立した Cotelec と、マリーヌ・ル・ペン氏が設立した Jeanne がある。これらのミクロ政党は、支援者から寄附や融資を受け、国民戦線又は国民戦線が擁立する候補者に寄附や融資を行う。国は、選挙候補者に対しては得票数などの条件を満たした場合に選挙費用の償還を、政党に対しては選挙の結果や議席数などに応じた国庫補助を行う。候補者や政党は、国から受け取るこれ

(10) コンセイユ・デタ（Conseil d'État）は、政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.112.

(11) 破毀院（Cour de cassation）は、民事及び刑事における最高裁判所。同上, p.132.

(12) 会計検査院（Cour des comptes）は、国、公施設、社会保障機関などの公会計に関する一般的裁判管轄権を有する行政裁判機関であるとともに、一定の事項について諮問的権限を持つ。同上。

(13) 選挙に係る裁判官（juge de l'élection）とは、選挙に関する不服の訴え等を受ける裁判官であり、選挙に応じて異なる司法機関の裁判官が担当する。それぞれの選挙を担当する司法機関は、次のとおりである。県議会議員選挙及び市町村議会議員選挙については、第1審が地方行政裁判所（tribunal administratif）、第2審かつ終審がコンセイユ・デタ。欧州議会議員選挙及び州議会議員選挙については、第1審かつ終審がコンセイユ・デタ。大統領選挙、国民議会議員選挙及び元老院議員選挙については、第1審かつ終審が憲法院（成立前の法律についての合憲性審査、選挙や国民投票の適法性の監視を行う）。“Le juge administratif et le droit électoral,” 28 mars 2014. Conseil d'État website <<http://www.conseil-etat.fr/Decisions-Avis-Publications/Etudes-Publications/Dossiers-thematiques/Le-juge-administratif-et-le-droit-electoral>>

(14) 檢事局（parquet）とは、大審裁判所（民事及び刑事の第1審司法裁判所）ごとに検察を構成し、共和国検事の管轄下に置かれる司法官である。中村ほか監訳 前掲注(4), p.308.

(15) この章のミクロ政党の説明は、“Les micro-partis politiques en quinze questions,” *L'obs*, 2010.7. <<https://www.nouvelobs.com/politique/20100720.OBS7413/les-micro-partis-politiques-en-quinze-questions.html>> 及びフランス公共放送のFrance Télévisions (FTV) が地上デジタル放送とインターネットの双方に同時配信する24時間ニュース Franceinfoによる説明 “Expliquez-nous... un micro-parti,” 2015.5. franceinfo website <http://www.francetvinfo.fr/replay-radio/expliquez-nous/expliquez-nous-un-micro-parti_1777401.html> を参照した。

らの資金でミクロ政党に融資の返済を行う。ミクロ政党は、支援者から借り入れた金利以上の金利で候補者や政党に融資を行えば、黒字を計上することができる。

(2) ミクロ政党を通じた寄附に関する問題

2013年まで、個人が行うことができる政党に対する寄附は、同一の政党に対して、年間7,500ユーロ⁽¹⁶⁾までと決められているだけであった。つまり、国民戦線に対して7,500ユーロ、Cotelecにも7,500ユーロ、さらにJeanneにも7,500ユーロの寄附を行うことができたのである。政党は、委員会への収支報告書の提出などの義務を果たせば自由に設立できるため、実質幾つでもミクロ政党を設立することができる。このため、1990年には28であった政党は、2014年には408にまで増えた。この複数の政党に最大7,500ユーロずつ寄附できる制度を利用した資金調達方法が問題視され、公職の透明性に関する2013年10月11日の法律第2013-907号⁽¹⁷⁾によって法律第88-227号の改正が行われ、一個人による政党に対する寄附は、年間総額7,500ユーロまでと定められた（法律第88-227号第11-4条）。

ところが、このように寄附の制限が強化されてからも、ミクロ政党を介した選挙候補者への寄附についてはまだ不透明な点があった。選挙候補者に対する一個人からの寄附は、総額4,600ユーロまでと定められている（選挙法典L.第52-8条）が、政党からの寄附や融資については制限が設けられていない。このため、政党は、支援者から集めた資金を候補者に寄附することができ、結果として各支援者は、政党を通して間接的に4,600ユーロを超える寄附を行うことができる。また、候補者にとっては、個人からの直接的な寄附と、政党を介した寄附と、二重に寄附を受けることができる。しかし、このような政党を介した寄附は、違法ではない。また、委員会が政党の収支を把握するために領収書等の提出を求め、それを政党が拒んでも、これに対する何の罰則規定もなかった。事実、CotelecやJeanneは、委員会から、収支に関する情報の提出や説明の要請を受けても、対応しなかった⁽¹⁸⁾。

このように、ミクロ政党の活動は違法ではないものの、資金運用方法や寄附に関する収支報告に問題が残っていたため、政治資金の調達経路を明らかにし、会計上の義務に違反した場合の罰則規定を設ける必要が生じたのである。

II 法律第2017-286号の概要

1 審議経過と構成

2016年12月15日、社会党（Parti Socialiste）所属の上院（元老院）議員アラン・アンツィアーニ（Alain Anziani）氏等によって、「政党の会計上の義務を強化する法案」⁽¹⁹⁾が上院に提出された。同法案は、全2条で、選挙法典と「法律第88-227号」を改正するものであった。第1条は、選挙運動費用に関する規制強化、第2条は、政党の政治資金の調達経路についての規制強化を図るものであった。この法案は、上院での第一読会、下院（国民議会）での第一読会を経て修正され、2017年3月6日に、法律第2017-286号として制定され、翌日公布された。

(16) 1ユーロは約130円（平成29年11月分報告省令レート）。

(17) Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000028056315&fastPos=1&fastReqId=464616013&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>> 同法については、服部「フランスの政治倫理に関する立法—利益相反防止と資産公開—」前掲注(4)を参照。

(18) René Dosiére, *Assemblée nationale Rapport*, No4484, 2017.2.15, p.14. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/rapports/r4484.asp>>

(19) Proposition de loi tendant à renforcer les obligations comptables des partis politiques. <<http://www.senat.fr/leg/ppl16-231.html>>

法律第 2017-286 号は、全 2 章 10 か条で、選挙候補者の選挙運動費用に関する選挙法典の規定を改正する第 1 章（第 1 条から第 4 条）と、政党の政治資金に関する法律第 88-227 号の規定を改正する第 2 章（第 5 条から第 10 条）から成る。その構成は、表のとおりである。主な改正内容は、政党間又は政党と選挙候補者間の資金の移動の公表等による資金調達経路の透明化と、選挙運動費用の会計に携わる者の業務の合理化、効率化である。

表 法律第 2017-286 号の構成

法律第 2017-286 号	改正対象	条	改正内容
第 1 章	選挙法典	L. 第 52-5 条第 4 項、 L. 第 52-6 条第 7 項	代理人の任期の変更
		L. 第 52-5 条第 4 項、 L. 第 52-6 条第 8 項	資産の移転先に、代理人を追加
		L. 第 52-9 条第 2 項	選挙運動用の文書の記載事項の追加
		L. 第 52-12 条第 4 項	資金調達経路の透明化
第 2 章	法律第 88-227 号	第 11-4 条第 7 項	政治資金用の文書の記載事項の追加
		第 11-4 条第 8 項（削除）	寄附の上限額の固定
		第 11-7 条第 2 項	政党の会計手続の簡素化
		第 11-7 条第 2 項	資金調達経路の透明化
		第 11-7 条第 2 項	政党が会計義務に違反した場合の罰則
		—	施行に関する規定

（出典）筆者作成。

2 資金調達経路の透明化

（1）借入金に関する報告義務

資金調達経路の透明化を目的として、法律第 2017-286 号の第 8 条及び第 9 条により法律第 88-227 号第 11-7 条第 2 項が、第 4 条により選挙法典 L. 第 52-12 条第 4 項が改正された。

法律第 88-227 号第 11-7 条は前述のとおり、政党の収支報告書について規定する。第 2 項に新たに追加された規定は次のとおりである。政党は、委員会に提出する年間の収支報告書の付属資料において、契約又は同意した借入金の総額及び借入条件、融資者の名義を報告することが義務付けられた。また、選挙候補者との間の資金移動額も報告しなければならない。報告を受けた委員会は、収支報告書を官報に公示する際、政党の借入金に関する情報を明示することとなった。具体的には、融資者種別、融資種別、融資者の所在地又は居住地の国別に分類した借入金の総額並びに法人融資者の名義及び政党と選挙候補者との間の資金の移動額についても公表する。さらに、この報告義務に違反した政党は、翌年から最長 3 年間、国庫補助及び寄附や党費収入に対する減税措置を受けられなくなる。

なお、選挙運動費用に関して、選挙法典 L. 第 52-12 条において、委員会は、選挙運動費用収支報告書の提出を受け、略式の報告を公表することが規定されているが、第 4 項に、候補者により申し込まれた借入金を融資者種別、融資種別、融資者の所在地又は居住地の国別に分類した総額及び法人融資者の情報も明示することが追加された。

これにより、国民が政党間又は政党と選挙候補者間の資金の移動を把握し、不正がないかを確認することが可能となった。また、この規定により、有権者が資金の調達経路を確認できることを意識した選挙候補者自身が、融資者の身元を確認し、ミクロ政党を介した融資や寄附など、縁故のある関係者からの援助のみに頼らない資金調達を行い、選挙運動の民主化が進むと期待されている⁽²⁰⁾。

(20) Dosi  re, *op.cit.*(18), pp.10-11.

(2) 寄附を呼び掛ける文書の記載事項の追加

また、政党及び選挙候補者による、規制に反する資金調達を防ぐことを目的として、法律第2017-286号第5条により法律第88-227号第11-4条第7項が、第3条により選挙法典L.第52-9条第2項が改正された。

法律第88-227号第11-4条は、政党への寄附に関する規定である。これまで、政党の資金調達団体及び会計代理人が発する、政党への寄附を呼び掛ける文書には、代理人の身元及び寄附を受け取る政党を明示しなければならないとされていた。今回の改正で、これらに加え、個人による寄附の上限を規定する第11-4条第1項及び政党を除く法人による寄附を禁止する同条第3項並びにこれらの規定に違反して寄附を行った者に対する罰則を定める第11-5条第1項の規定も明示することとなった。

選挙法典L.第52-9条は、代理人が発する選挙候補者への寄附を呼び掛ける文書に関する規定である。これまで、寄附を呼び掛ける文書には代理人、寄附を受け取る選挙候補者の身元を明示することが規定されていた。今回の改正で、これらに加え、個人による選挙候補者への寄附の方法や寄附の上限額を定めたL.第52-8条の規定及びこれらの規定に違反した者への罰則を定めるL.第113-1条の規定も明示することが定められた。

3 選挙運動費用の会計手続の合理化

今回、法律第2017-286号第1条により選挙法典L.第52-5条及びL.第52-6条の選挙運動費用の会計手続に関する規定が改正された。これは、選挙法典で定められていた一連の会計手続において、代理人の任期と黒字総額の確定時期に矛盾があったためである。

これまで選挙法典L.第52-5条は、代理人の職務について次のように規定していた。全ての選挙候補者は、立候補の届出の日までに、選挙運動費用を管理する代理人を届け出る。代理人は、選挙運動に関する全ての金銭取引を記録するための銀行口座又は郵便口座を1つ開設し、選挙の月の初日までの6か月間及び候補者の選挙運動費用収支報告書の提出の日まで、運動費用を管理する。選挙の終了後、代理人は、候補者の出資によらない黒字がある場合には、黒字の移転について決定した上で、選挙運動収支報告書の提出から3か月後に解散又は職務を終了する。

一方、選挙運動費用の審査の手続は以下のとおりである。選挙候補者は、選挙の終了後、専門会計士⁽²¹⁾の審査を経た選挙運動収支報告書を、収入の証明書を添付した付属資料、請求書、見積書、その他の文書とともに委員会に提出する。委員会は、選挙運動費用収支報告書を審査し、承認するかどうかの判断を行う。収支報告書に不正や不備を認めた場合、対審の手続を経て受理の拒否若しくは訂正を行う。委員会は、収支報告書の提出後6か月以内に承認又は拒否の判断を示すこととなっており、6か月を過ぎると、収支報告書は、承認されたものとみなされる。

このように、代理人が移転する黒字の総額は、委員会による選挙運動費用収支報告書の訂正により変動する可能性があるため、候補者や代理人が前もって決めておくことができない。それにもかかわらず、委員会による黒字総額の確定時期よりも前に代理人が移転を

(21) 専門会計士(expert-comptable)は、企業会計及びそれに関する資料や帳簿の検査、修正、評価、証明等を任務とする(山口編「前掲注(10), p.100.」)。専門会計士となるには、資格試験に合格する必要があるが、法定監査を行うためにはさらに株式会社その他の団体の会計管理の適法性を監督する会計監査役(commissaire aux comptes)として登録する必要があり、専門会計士の多くは会計監査役としての資格も有する(太田昭和「主要国の公認会計士試験・資格制度に関する調査」(金融庁委託調査) 2011.3. 金融庁ウェブサイト〈<http://www.fsa.go.jp/news/22/20110627-10/01.pdf>〉)。

行うとする規定には矛盾が生じていた。

このような問題を解決するため、今回の改正で、代理人の任期満了が、選挙運動費用収支報告書の提出の3か月後から6か月後へと改められ（選挙法典L.第52-5条第4項、選挙法典L.第52-6条第7項）、選挙運動費用の会計に携わる、代理人、専門会計士、委員会の業務の調整が図られた。

おわりに

国民による政治資金の調達経路の監視を可能にした今回の法律により、政治家の自発的な規制に基づく一層の政治資金の透明化、政治倫理の向上が期待されている。

しかし、いまだ課題は残されている。前述のミクロ政党の活動以外にも、違法ではないものの、国民の不信を招くとされているのが、外国からの資金調達である。2017年大統領選挙において、ロシアの銀行が国民戦線に貸付けを行っているとの疑惑が生じた。政党への外国又は外国法を根拠として設置された法人からの寄附や、通常より低額でのサービスの提供は禁じられている（法律第88-227号第11-4条第3項）が、正当な貸付けは違法ではない。しかし、外国からの資金援助を受けた政党が政権を獲得した際、その国との外交に影響が出ないとは言い切れない。このような課題を解決するためにも、更なる政治資金の透明化のための規制が求められている。⁽²²⁾

補記

2017年9月15日、選挙法典及び法律第88-227号の更なる改正を含む「政治活動の信頼回復を目指す2017年9月15日の法律第2017-1339号」⁽²³⁾が制定された。この法律は、政治に対する信頼を回復するため、政府構成員（首相、大臣及び政務官等）による親族の雇用の禁止や、国会議員の納税義務の遵守等を定める。また、政治資金の透明化に関しては、政党への貸付けの際には政党と金融機関の間に仲介者を置くこと、政党の収支報告は会計検査院の監査を受けること⁽²⁴⁾、法人から政党への融資について、政党とEU内の銀行によるもの以外の融資を禁止すること⁽²⁵⁾などが新たに定められた。

参考文献

- ・木村志穂「米英仏独の政治資金制度」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』No.878, 2015.9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9498994_po_0878.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- ・選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会による2016年10月16日付の資料「Édition 2016 du guide du candidat et du mandataire」<http://www.cnccfp.fr/docs/campagne/20161027_guide_candidat_edition_2016.pdf>

（あんどう　えりか）

(22) Alain Vassel, *Sénat Rapport*, No333, 2017.1.25, p.17. <<http://www.senat.fr/rap/116-333/116-3331.pdf>>

(23) Loi n° 2017-1339 du 15 septembre 2017 pour la confiance dans la vie politique. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=C316B7FFD61FFED2E0F7C6C0A7A2B3B1.tplgfr25s_2?cidTexte=JORFTEXT000035567974&categorieLien=id>

(24) 改正前は、政党は、会計検査院の監査を受けないとされていた（法律第88-227号第10条）。

(25) 改正前は、法人から政党への寄附について、政党以外からの寄附は禁止されていた（法律第88-227号第11-4条）が、法人から政党への融資については制限がなかった。

選挙法典（抄）

Code électoral

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 安藤 英梨香訳
調査及び立法考査局フランス法研究会訳*

【目次】（太字は訳出した箇所）

法律の部

第1編 国民議会議員、県議会議員、コミニーン議会議員及び広域連合議員の選挙

第1章 国民議会議員、県議会議員、コミニーン議会議員及び広域連合議員の選挙に関する総則

第1節 選挙資格の要件

第2節 選挙人名簿

第3節 被選挙資格・被選挙欠格の要件

第4節 利益相反

第5節 選挙運動

第5節の2 選挙費用の調達及び限度額

第6節 投票

第7節 刑事罰規定

第8節 訴訟

第1編 国民議会議員、県議会議員、コミニーン⁽¹⁾議会議員及び広域連合議員⁽²⁾の選挙

第1章 国民議会議員、県議会議員、コミニーン議会議員及び広域連合議員の選挙に関する総則

第5節の2 選挙費用の調達及び限度額

L. 第52-3-1条

この節を2人組投票⁽³⁾に適用する場合には、2人組の構成員は、一体として、候補者

* この翻訳は、調査及び立法考査局フランス法研究会の平成29年4月から10月までの活動の成果であり、Code électoral, Chapitre V bis (https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do;jsessionid=06863D27FF92C9AD7777250635F85C33.tpdila22v_2?idSectionTA=LEGISCTA000006148459&cidTexte=LEGITEXT000006070239&dateTexte=20170425)を訳出したものである。訳出した第5節の2は、「政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する2017年3月6日の法律第2017-286号 (Loi n° 2017-286 du 6 mars 2017 tendant à renforcer les obligations comptables des partis politiques et des candidats)」による改正を反映している（以下、改正箇所に下線を付し、注で、「法律第2017-286号」の条番号及び改正の概要を示す。）。翻訳に当たっては、大山礼子駒沢大学法学部教授の指導を受けた。当会の構成メンバー（当時）は、岡村美保子、豊田透、寺倉憲一、古賀豪、高澤美有紀、濱野雄太、中村絢子、服部有希、舟越瑞枝、山口真紀子、近藤倫子、濱野恵、安藤英梨香、北岡健司である。訳文中〔〕内の語句は、訳者が補ったものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年1月25日である。

(1) コミニーン（commune）は、市町村に相当する基礎自治体を指す。市、町、村の区別はない。

(2) 広域連合議員（conseiller communautaire）は、行政上の協力等を目的として、複数のコミニーンで組織される広域連合であるコミニーン間協力公施設法人（établissement public de coopération intercommunale: EPCI）の議会の議員である。

(3) 2人組投票は、パリテ2人組多数代表2回投票制（scrutin binominal paritaire majoritaire à deux tours）を指す。パリテ（parité）とは、男女共同参画の文脈において「男女同数」を意味する。2人組投票は、政治分野の男女共同参画の促進を目的とした制度で、男女2人組で立候補し、各選挙区から1組を選出する投票制度である。2人組投票については、鈴木尊絃「フランスにおける男女平等政治参画—パリテに関する2007年1月31日法を中心に—」『外国の立法』No.233, 2007.9, pp.157-169. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000300_po_023307.pdf?contentNo=1&alternativeNo=); 服部有希「フランスの県議会議員選挙制度改正—パリテ2人組投票による男女共同参画の促進—」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.22-37. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747937_po_02610003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)を参照。

に付与される権利を行使し、及び候補者に課される義務に従う。

2人組の構成員は、同一の代理人を届け出、及び同一の選挙運動費用収支報告書を提出する。

L. 第 52-4 条

選挙の全ての候補者は、立候補が登録される日までに、L. 第 52-5 条及び L. 第 52-6 条の規定に従い、1 の代理人を届け出る。当該代理人には、選挙資金調達団体又は「会計代理人」と称する自然人がなることができる。代理人は、同時に複数の候補者の代理人となることができない。

当該代理人は、選挙の月の初日までの 6 か月間及び候補者の選挙運動費用収支報告書の提出の日まで、選挙運動に充てる資金を集める。

当該代理人は、選挙結果が確定した投票の回の日より前に選挙に用いた費用のうち、政党又は政治団体が負担する費用を除くものを支払う。当該代理人の指名前に候補者が直接支払った費用若しくは候補者のために支払われた費用又は2人組の候補者の1の構成員が直接支払った費用若しくは当該構成員のために支払われた費用は、当該代理人による返金の対象となり、当該代理人の銀行口座又は郵便口座に記録される。

前項までの規定は、繰上選挙又は補欠選挙の場合には、当該選挙を必要とする事実があつた日から適用することができる。

この条の規定は、住民 9,000 人未満のコミューンにおいて実施されるコミューン議会議員選挙並びに住民 9,000 人未満の選挙区において実施されるワリス・エ・フトゥナ地域議会⁽⁴⁾議員選挙及びサン=ピエール・エ・ミクロン地域議会⁽⁵⁾議員選挙に適用することができない。

L. 第 52-5 条

選挙資金調達団体は、非営利団体の契約に関する 1901 年 7 月 1 日の法律⁽⁶⁾第 5 条に規定する方法に従い届出を行わなければならない。届出には、候補者の書面による同意を添付しなければならない。候補者は、当該候補者を支援する選挙資金調達団体の構成員になることができず、名簿式投票の場合には、名簿登載者は、本人が記載されている名簿の第 1 順位の候補者を支援する選挙資金調達団体の構成員になることができない。2 人組投票の場合には、2 人組の構成員及びその補欠は、当該選挙資金調達団体の構成員になることができない。選挙運動費用収支報告書の監査を担当する専門会計士⁽⁷⁾は、当該団体の代表又は会計の職務に従事することができない。

選挙資金調達団体は、全ての金銭取引を記録する 1 の銀行口座又は郵便口座を開設しなければならない。当該団体の収支報告書は、当該団体が支援した候補者の選挙運動費

(4) ワリス・エ・フトゥナ (Wallis et Futuna) は、2003年に、「海外領土」(Territoire d'outre-mer) から憲法第74条で規定する「海外地方公共団体」(Collectivité d'outre-mer) となった。ただし、海外地方公共団体としての機構を定める組織法律が成立しておらず、旧来の海外領土に関する法律が適用されている。その議会は、「地域議会」(Assemblée territorial) と呼ばれる。“Wallis-et-Futuna,” 30 novembre 2016. Ministère des Outre-mer website <<http://www.outre-mer.gouv.fr/wallis-et-futuna>>

(5) サン=ピエール・エ・ミクロン (Saint-Pierre-et-Miquelon) は、海外地方公共団体であり、その議会は「地域評議会」(Conseil territorial) と呼ばれる。

(6) Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTE_XT000000497458&dateTexte=20171031>

(7) 専門会計士 (expert-comptable) は、企業会計及びそれに関する資料や帳簿の検査、修正、評価、証明等を任務とする (山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.100.)。専門会計士となるには、資格試験に合格する必要があるが、法定監査を行うためにはさらに株式会社その他の団体の会計管理の適法性を監督する会計監査役 (commissaire aux comptes) として登録する必要があり、専門会計士の多くは会計監査役としての資格も有する (太田昭和「主要国の公認会計士試験・資格制度に関する調査」(金融庁委託調査) 2011.3. 金融庁ウェブサイト <<http://www.fsa.go.jp/news/22/20110627-10/01.pdf>>)。

用収支報告書又は当該団体が支援した候補者が候補者名簿に記載されている場合には、当該名簿の第1順位の候補者の選挙運動費用収支報告書に添付する。

当該団体は、L. 第52-4条第2項に規定する期間に限り、資金を集めることができる。

当該団体は、支援する候補者の選挙運動費用収支報告書の提出から6か月⁽⁸⁾後に当然に解散する。当該期限の満了までに、当該団体は、候補者又は2人組の構成員のいずれかの出資によるもの以外の純資産〔actif net〕の移転について決定しなければならない。残金〔solde〕は、政党の選挙資金調達団体若しくは会計代理人⁽⁹⁾又は1若しくは2以上の公益施設⁽¹⁰⁾に移転する。この項に規定する条件及び期間において移転について決定されなかつた場合には、当該選挙資金調達団体の本部がある県における国の代表者⁽¹¹⁾の要請により、共和国検事⁽¹²⁾は、大審裁判所長⁽¹³⁾に申し立て、大審裁判所長は、純資産の移転先となる1又は2以上の公益施設を決定する。移転が承認されない場合も同様とする。

選挙資金調達団体が支援する候補者が立候補を届け出なかつた場合には、当該団体は、立候補の届出期限の満了により、当然に解散する。当該団体が解散から3か月以内に決定しなければならない純資産の移転は、前項に規定する条件に従い実施される。

L. 第52-6条

候補者は、選任した会計代理人の氏名を立候補する選挙区の県庁に書面により届け出る。当該届出には、指名された会計代理人の明示の同意を添付しなければならない。選挙運動費用収支報告書の監査を担当する専門会計士は、会計代理人の職務に従事することができない。名簿式投票の場合には、名簿登載者は、本人が記載されている名簿の第1順位の候補者の会計代理人になることができない。2人組投票の場合には、2人組の構成員及びその補欠を、当該2人組の会計代理人に指名することはできない。

会計代理人は、全ての金銭取引を記録する1の銀行口座又は郵便口座を開設しなければならない。口座名義に、当該名義人が指名を受け、会計代理人の資格で行動することを明記する。

全ての会計代理人は、任意の金融機関において、当該口座を開設し、その職務に必要な支払方法を用いる権利を有する。当該口座の開設は、当該会計代理人が当該候補者の会計代理人としてすでに所有している口座がないことを示す当該代理人の宣誓書の提出に基づいて行われる。

選択した金融機関から口座開設を拒否された場合には、会計代理人は、フランス銀行⁽¹⁴⁾に対し、選挙が行われる選挙区内又は任意のその他の場所の最寄りの金融機関を、

(8) 法律第2017-286号第1条で3か月から6か月に改められた。選挙運動費用の会計手続に携わる者同士の業務の調整を図るための改正である。

(9) 法律第2017-286号第2条で新しく挿入された。これまでには、残金の移転先となることができるのは、政党の選挙資金調達団体と1若しくは2以上の公益施設のみであったが、政党の会計代理人の権限をこれらと同列にし、黒字の移転先となることを可能にした。

(10) 公益施設(établissements reconnus d'utilité publique)は、公益に関する活動を行う私法上の法人。山口編 前掲注(7), p.211.

(11) 県における国の代表者(représentant de l'Etat dans le département)は、出先機関の統括者として、国の事務の執行のみを担当する。県行政の主体は、県議会議員の互選によって選出される県議会議長(président du conseil général)である。大山礼子『フランスの政治制度』東信堂, 2013, p.177.

(12) 共和国検事(procureur de la République)は、民事及び刑事の第1審司法裁判所である大審裁判所(tribunal de grande instance)に1名ずつ配置される検事局の代表者である。「大審裁判所検事正」とも訳される。山口編 前掲注(7), pp.58, 461.

(13) 大審裁判所長(président du tribunal de grande instance)は、裁判所内部の司法行政上の権限のほか、急速審理命令及び緊急事態の場合の暫定的措置のため当事者一方の申立てに基づく命令を発する独自の権限を有する。同上, p.604.

(14) フランス銀行(Banque de France)とは、フランスの中央銀行である。フランスの通貨制度及び銀行制度の中心的な機関であり、その資本の全額を国が有している。中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂, 2012, p.53.

当該代理人の依頼及び必要書類の受理から 1 営業日以内に指定するように申し立てることができる。フランス銀行が指定した金融機関の意向により実施される口座の閉鎖に関する決定は全て、情報伝達のために、当該代理人及びフランス銀行に書面により理由を付して通知しなければならない。当該代理人には、[口座の閉鎖までに] 2か月以上の猶予を必ず与えなければならない。口座が閉鎖された場合には、当該代理人は、この条に規定する条件に従い、口座に関する権利を改めて行使することができる。その場合には、新旧の口座が併存しても、第 2 項に規定する 1 の銀行口座又は郵便口座を利用する義務の違反に該当しない。当該権利の行使の方式は、デクレ⁽¹⁵⁾で定める。当該権利の尊重に関する監督は、「金融健全性監督及び審議決定機関」⁽¹⁶⁾により確保され、通貨金融法典⁽¹⁷⁾ L. 第 612-31 条⁽¹⁸⁾に規定する手続に従う。

会計代理人の収支報告書は、当該代理人を指名した候補者の選挙運動費用収支報告書又は当該代理人を指名した候補者が候補者名簿に記載されている場合には、当該名簿の第 1 順位の候補者の選挙運動費用収支報告書に添付する。

会計代理人は、L. 第 52-4 条第 2 項に規定する期間に限り、資金を集めることができる。

会計代理人の職務は、当該会計代理人が代理する候補者の選挙運動費用収支報告書の提出から 6か月⁽¹⁹⁾ 後又は候補者が法定の期限までに立候補を届け出なかった場合には、立候補の届出期限の満了により、当然に終了する。

会計代理人は、任期の終了時に、候補者に当該会計代理人の活動に関する貸借対照表を提出する。候補者の出資によらない黒字 [solde positif] がある場合には、候補者の決定により、当該黒字を政党の選挙資金調達団体若しくは会計代理人⁽²⁰⁾又は 1 若しくは 2 以上の公益施設に移転する。前項及びこの項に規定する条件及び期間において移転について決定されなかった場合には、候補者又は 2 人組が立候補した選挙区の県における国の代表者の要請により、共和国検事は、大審裁判所長に申し立て、大審裁判所長は、純資産の移転先となる 1 又は 2 以上の公益施設を決定する。移転が承認されない場合も同様とする。

L. 第 52-7 条

同一の選挙について、候補者は、選挙資金調達団体及び会計代理人を同時に用いることはできない。

ただし、候補者は、複数の代理人を順次用いることができる。この場合、候補者は、指名又は同意と同様の手続により、代理人の職務を停止し、又は選挙資金調達団体への同意を撤回しなければならない。1 の銀行口座又は郵便口座は、候補者が新たな会計代理人を指名するまで、又は新たな選挙資金調達団体に同意を与えるまで凍結される。各選挙資金調達団体又は各会計代理人は、会計代理人の死亡の場合を除き、会計報告書を作成する。

(15) デクレ (décret) は、政令に相当する。

(16) 金融健全性監督及び審議決定機関 (autorité de contrôle prudentiel et de résolution: ACPR) は、2010年に設置された独立行政機関であり、銀行及び保険組織の認可及び監督を行っている。服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, p.50. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> なお、2010年の設置時の名称は、金融健全性監督機関 (autorité de contrôle prudentiel: ACP) であったが、2013年に制裁措置を実施する権限を付与され、改称した。

(17) Code monétaire et financier. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072026&dateTexte=20171102>>

(18) L. 第 612-31 条は、金融健全性監督及び審議決定機関は、その監督に従うあらゆる者に対して、定められた期間内に、義務に従うためのあらゆる措置を講じるように督促することができ、義務に従っているか監視することを事務とするとしている。

(19) 前掲注(8)参照。

(20) 前掲注(9)参照。

L. 第 52-8 条

同一の自然人により同一の選挙の際に 1 又は複数の候補者の選挙運動の資金調達のために行われる寄附は、4,600 ユーロ⁽²¹⁾ を超えることはできない。

法人は、政党又は政治団体を除き、何らかの形態の寄附を行い、又は、財、役務若しくは他の直接的若しくは間接的な利益を通常より低額で提供することにより、候補者の選挙運動の資金調達に協力することはできない。

1 の候補者の選挙運動のために行われる 150 ユーロを超える寄附は全て、小切手、振込、自動振替又は銀行カードにより支払われなければならない。

候補者に対して現金で行われる寄附の総額は、L. 第 52-11 条に基づく選挙費用限度額が 15,000 ユーロ以上である場合には、許可される費用限度額の 20% を超えることはできない。

いかなる候補者も、いかなる費用のためであれ、外国又は外国法に基づく法人から、直接的又は間接的に、寄附又は物質的援助を受け取ることはできない。

L. 第 52-1 条第 1 項の規定⁽²²⁾ にかかわらず、候補者又は候補者名簿は、この条により許可される寄附を要請するために出版物による広告を用いることができる。広告は、寄附の支払を可能にするために適切な記載事項以外を含めることができない。

この条に規定する額は、毎年デクレにより改定される。この額は、たばこを除く消費者物価指数に従って増減される。

L. 第 52-8-1 条

いかなる候補者も、議員としての職務の遂行に関連した費用を補填するために両院がその議員に支給した手当及び現物給付を、直接的又は間接的に、[選挙運動に] 用いることはできない。

L. 第 52-9 条

選挙資金調達団体又は会計代理人から発せられ、第三者宛ての証書及び文書、特に寄附の呼び掛けのために用いられるものは、収集される資金を受け取る候補者、2 人組の候補者又は候補者名簿並びに選挙資金調達団体の名称及びその届出日又は会計代理人の氏名及びその指名日を明示しなければならない。

当該証書及び文書は、候補者、2 人組の候補者又は候補者名簿が当該団体又は当該代理人を介してのみ寄附を集めることができることを明示し、及び L. 第 52-8 条及び L. 第 113-1 条⁽²³⁾ の規定⁽²⁴⁾ を記載しなければならない。

L. 第 52-10 条

選挙資金調達団体又は会計代理人は、コンセイユ・デタ⁽²⁵⁾ の議を経るデクレで作成及び使用の条件を定める領収書を寄附者に交付する。当該デクレは、自然人による 3,000 ユーロ以下の寄附に対して交付される領収書に、寄附を受ける 1 若しくは 2 以上の候補者の氏名又は寄附を受ける名簿の名称を記載しない条件も決定する。

(21) 1ユーロは約130円（平成29年11月分報告省令レート）。

(22) L. 第 52-1 条第 1 項は、選挙の行われる月の 1 日の前 6 か月間及び選挙の投票日までの間、出版や視聴覚に訴える情報伝達手段（通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 2 条第 3 項で定義されるラジオ、テレビ、ラジオ及びテレビ以外の電子的手段による公衆送信のうちオンライン公衆送信に属さないもの又はオンデマンド視聴覚メディアサービスを指す）による商業宣伝を、選挙宣伝の目的をもって利用することを禁じる規定である。

(23) 選挙法典 L. 第 113-1 条は、違法な寄附に対する刑事罰を規定している。

(24) 法律第 2017-286 号第 3 条により、「前の条の規定（L. 第 52-8 条を指す）」から、「L. 第 52-8 条及び L. 第 113-1 条の規定」に改められた。2013 年の改正により、L. 第 52-8-1 条が創設されたことで「前の条の規定」では L. 第 52-8-1 条を指すため無効となり、また、違反した場合の罰則を強調するため、このように書き換えられた。

(25) コンセイユ・デタ（Conseil d'Etat）は、政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。山口編 前掲注(7), p.112.

L. 第 52-11 条

L. 第 52-4 条が適用される選挙について、国が直接負担する選挙宣伝費用を除き、各候補者若しくは各候補者名簿によって、又はその者のために、同条に規定される期間中に支出される選挙費用に限度額を設ける。

この限度額は、次の表に従って、選挙区の住民の数に応じて決定する。

選挙区の人口の区分	住民1人当たりの選挙費用の限度額（ユーロ）			
	コ ミ ュ ン 議 会 議 員 選 挙		県議会議員選挙	州議会議員選挙
	第1回投票の名簿	第2回投票の名簿		
15,000人以下	1.22	1.68	0.64	0.53
15,001人以上 30,000人以下	1.07	1.52	0.53	0.53
30,001人以上 60,000人以下	0.91	1.22	0.43	0.53
60,001人以上 100,000人以下	0.84	1.14	0.30	0.53
100,001人以上 150,000人以下	0.76	1.07	-	0.38
150,001人以上 250,000人以下	0.69	0.84	-	0.30
250,001人以上	0.53	0.76	-	0.23

国民議会議員選挙の費用の限度額は、候補者 1 人当たり 38,000 ユーロとする。当該限度額は、選挙区の住民 1 人当たり 0.15 ユーロ増額される。

州議会議員選挙のために規定される限度額は、コルシカ議会⁽²⁶⁾議員並びにフランス領ギアナ議会及びマルティニーク議会⁽²⁷⁾の議員の選挙に適用される。

この条に規定する額は、毎年デクレにより改定される。この額は、たばこを除く消費者物価指数に従って増減される。この改定は、2012 年から行政機関の財政赤字が解消する年まで、実施されない。赤字額は、「欧州共同体設立条約に付帯する過剰赤字手続への議定書の適用に関する 2009 年 5 月 25 日の理事会規則 (EC)No 479/2009」⁽²⁸⁾ 第 3 条第 2 項に規定する条件において確認される。

L. 第 52-11-1 条

L. 第 52-4 条の適用を受ける選挙の候補者の選挙費用は、[L. 第 52-11 条で規定される費用の] 限度額の 47.5% が、国からの一律償還の対象となる。当該償還は、候補者の個人的な出資に基づき支払われ選挙運動費用収支報告書に記載された費用の総計を超えることができない。

第 1 回投票において有効投票の 5% 未満の票を得た候補者、L. 第 52-11 条の規定に該当しない候補者、L. 第 52-12 条第 2 項に規定する期間内に選挙運動費用収支報告書を提出しなかった候補者若しくはその他の理由により選挙運動費用収支報告書の受理が拒否された候補者又は資産状況の届出義務を負っていたにもかかわらずそれを提出しなかった候補者に対しては、一律償還を行わないものとする。

(26) コルシカ地方公共団体 (Collectivité Territoriale de Corse: CTC) は、フランスの州の1つであるが、1769年にフランス領となる前は、長らくイタリアの支配を受けており、大陸部分のフランスとは社会的・文化的に異なる。このような背景から、独自の議会を有し大きな自治権が認められているが、たびたび独立運動が起きている。

(27) フランス領ギアナ及びマルティニークは、憲法第73条に規定する海外県 (département d'outre-mer) である。これらは、県であると同時に州 (海外州 (région d'outre-mer)) でもある。2010年1月10日及び24日に実施された国民投票において、フランス領ギアナ及びマルティニークは、州と県の組織機構を統合した特殊な地方公共団体を創設することが決定した。これに伴い、フランス領ギアナ及びマルティニークの地方公共団体に関する2011年7月27日の法律第2011-884号が制定され、州議会と県議会が結合された1つの議会を創設すること、議会の選挙方式は、州と同様の拘束名簿式比例代表制とすることが定められた。

(28) “Council Regulation (EC) No 479/2009 of 25 May 2009 on the application of the Protocol on the excessive deficit procedure annexed to the Treaty establishing the European Community,” *Official Journal of the European Union*, L145, 2009.6.10. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1432034933499&uri=CELEX:32009R0479>>

不正行為が選挙運動費用収支報告書の受理の拒否に相当しない場合には、当該選挙運動費用収支報告書に関する決定において、不正の数及び重大性に応じて一律償還の額を減額することができる。

L. 第 52-12 条

L. 第 52-11 条に規定する限度額に従う各候補者又は候補者名簿の第 1 順位の候補者で、有効投票数の 1% 以上の票を得たものは、L. 第 52-4 条に規定する期間中に得た収入全体をその収入源ごとに区分し、及び公式選挙運動の費用を除き選挙を目的として当該候補者本人により若しくは当該候補者のために契約され、又は支払われた費用全体をその性質ごとに区分して記載する選挙運動費用収支報告書を作成しなければならない。当該候補者又は当該候補者名簿の第 1 順位の候補者は、この法典 L. 第 52-8 条の規定に基づき自然人から租税一般法典⁽²⁹⁾ 第 200 条⁽³⁰⁾ に規定する方式による寄附を受けた場合には、同様の義務を課せられる。当該候補者を支持する当該自然人又は当該候補者を支持することを目的として創設された若しくは当該候補者を支援する政党若しくは政治団体により、当該候補者のために、その同意を得て直接的に支出された費用は、当該候補者のために費やされたものとみなす。当該候補者は、当該候補者が受けた直接的又は間接的な利得、役務の提供及び現物の寄附を算定し、収入及び費用に含めるものとする。選挙運動費用収支報告書は、収支均衡又は黒字でなければならず、赤字を計上してはならない。

遅くとも第 1 回投票の日から第 10 番目の金曜日の 18 時までに、この第 1 回投票の各候補者又は候補者名簿の第 1 順位の候補者は、選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会に、選挙運動費用収支報告書及び収入の証明書を添付した付属資料並びに当該候補者のために支払われ、又は契約された費用の金額を証する請求書、見積書その他の文書を提出する。選挙運動費用収支報告書は、専門会計士協会及び公認会計士協会の会員を通じて提出される。当該会員は、選挙運動費用収支報告書を審査し、必要な証明書類が添付されていることを確認する。いかなる費用又は収入も選挙運動費用収支報告書に記載されていない場合には、選挙運動費用収支報告書を提出する必要はない。この場合には、選挙資金団体又は会計代理人は、費用及び収入がない旨の証明書を作成する。当該候補者又は当該候補者名簿の第 1 順位の候補者の得票が有効投票の 1% 未満であった場合に、租税一般法典第 200 条に規定する方式による自然人の寄附を受けなかったときは、選挙運動費用収支報告書を提出する必要はない。

第 1 回投票より前に契約された費用の精算を除き、第 1 回投票時のみの候補者の選挙運動費用収支報告書には、その日〔第 1 回投票〕より後の費用を記載することはできない。L. 第 52-4 条に規定する期間中に形成された固定資産の残余市場価値は、選挙運動費用収支報告書に記載される費用から控除されなければならない。

〔選挙運動費用収支報告及び政治資金全国〕委員会は、略式の選挙運動費用収支報告書を公表する。当該委員会は、候補者又は候補者名簿の第 1 順位の候補者により申し込まれた借入金を、融資者種別、融資種別、融資者の所在地又は居住地の国別に分類した総額及び法人融資者の情報を特に明示する。⁽³¹⁾

(29) Code général des impôts. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069577&dateTexte=20171102>>

(30) 租税一般法典第200条は、公益に関する団体等へ寄附を行った場合に、寄附金額の66% に当たる額を所得税から控除することができるとする規定である。

(31) 法律第2017-286号第4条により新たに挿入された。資金調達経路の透明性を確保するための改正である。

L. 第 52-11 条の適用に当たり、国民議会議員選挙、元老院議員選挙及び州議会議員選挙の候補者が各海外県内の移動のために支出し、正式に証明された航空輸送運賃、海上輸送運賃及び河川輸送運賃は、費用の限度額に含まれない。

第 2 項の規定にかかわらず、グアドループ、フランス領ギアナ、マルティニーク、レユニオン⁽³²⁾において、選挙運動費用収支報告書は、県庁又は郡庁にも提出することができる。

この条の適用に当たっては、2 人組投票の場合には、候補者とは候補者の 2 人組をいう。

L. 第 52-13 条

候補者名簿登載前に個別に活動を行った候補者が支出した費用は、第 1 回投票以前に作成された候補者名簿のためになされたものとして、合計され、及び算定される。

2 人組の候補者が組になる前に個別に活動して支出した費用は、2 人組の候補者のためになされたものとして、合計され、及び算定される。

第 2 回投票のために新たな候補者名簿が作成される場合には、L. 第 52-12 条が適用される費用は、第 1 回投票の際に第 1 順位であった候補者が第 1 順位に登載されている候補者名簿があるときは、当該名簿の第 1 回投票分に合計され、及び算定されるが、それ以外のときは、第 2 回投票の新しい候補者名簿に登載された候補者のうち最も多い者が登載されていた候補者名簿に合計され、及び算定される。

L. 第 52-14 条

選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会と称する独立行政機関を置く。

この委員会は、5 年の任期でデクレにより任命される次の 9 人の委員をもって構成する。

—コンセイユ・デタの理事部の意見を徴した後コンセイユ・デタ副長官が行う推薦に

基づき任命されるコンセイユ・デタの 3 人の構成員又は名誉構成員

—破毀院⁽³³⁾の理事部の意見を徴した後同院院長が行う推薦に基づき任命される破毀院

の 3 人の構成員又は名誉構成員

—会計検査院⁽³⁴⁾の各部長の意見を徴した後同院院長が行う推薦に基づき任命される会計検査院の 3 人の構成員又は名誉構成員

欠員が生じた場合には、この条が規定する条件の下で、交代する者と同じ性別の新しい委員を任命する。

委員は、1 回に限り再任される。

委員長は、委員の中からその在任期間について、共和国大統領のデクレにより任命される。

委員長は、常勤とする。

委員会は、選挙運動費用収支報告書に記載された役務及び現物給付の費用を評価し、政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号⁽³⁵⁾ 第 11-7 条⁽³⁶⁾ が規定する委員会による監査の任務の遂行を補佐する専門家を用いることができる。

(32) グアドループ、フランス領ギアナ、マルティニーク、レユニオンは、海外県である。これらは、県であるとともに州（海外州）である。

(33) 破毀院（Cour de cassation）は、民事及び刑事における最高裁判所。山口編 前掲注(7), p.132.

(34) 会計検査院（Cour des comptes）は、国、公施設、社会保障機関などの公会計に関する一般的裁判管轄権を有する行政裁判機関であるとともに、一定の事項について諮詢的権限を持つ。同上。

(35) Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000321646&dateTexte=20171031>>

(36) 法律第88-227号第11-7条は、政党又は政治団体の会計帳簿及び決算に関する規定で、選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会は、政党又は政治団体の会計帳簿を審査し、違反を確認した場合、当該政党又は政治団体は国庫補助等の利益を翌年享受できなくなること等を定めている。

委員会事務局の職員は、職務上知り得た事実、行為及び情報について、職務上の守秘義務を課せられる。

委員会は、司法警察官⁽³⁷⁾に対して、委員会がその任務を遂行するために必要と判断する全ての検査を行うよう求めることができる。

L. 第 52-15 条

選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会は、選挙運動費用収支報告書を承認し、又は対審の手続を経て受理の拒否若しくは訂正を行う。当該委員会は、L. 第 52-11-1 条が規定する選挙費用の償還額を決定する。

L. 第 118-2 条に規定する場合⁽³⁸⁾を除き、委員会は、収支報告書の提出後 6 か月以内に判断を示す。当該期間が満了したときは、収支報告書は、承認されたものとみなす。

委員会は、選挙運動費用収支報告書が所定の期間内に提出されなかったことを確認した場合、選挙運動費用収支報告書が拒絶された場合又は〔選挙運動費用収支報告書について〕必要に応じて訂正を行った後で選挙費用の限度額の超過が明らかになった場合は、選挙に係る裁判官⁽³⁹⁾に申立てを行う。

委員会は、L. 第 52-4 条から L. 第 52-13 条まで及び L. 第 52-16 条の規定に抵触する違反を発見したときは、当該書類を検事局⁽⁴⁰⁾に提出する。

選挙運動費用収支報告書に記載された費用の全部又は一部の償還は、この法律が〔償還について〕定めている場合でも、委員会による選挙運動費用収支報告書の承認を経た後でなければ、行うことができない。

委員会は、選挙運動費用の限度額の超過が最終決定により確認された場合には、超過額に相当する、当該候補者が国庫に納付しなければならない総額を決定する。この額は、税金及び財産に関するもの以外の国の債権と同様に、徴収する。2 人組投票の場合には、2 人組で立候補した 2 人の候補者は、債権の支払について連帯責任を負わなければならない。

L. 第 52-16 条

いかなる形態の商業広告も、候補者、名簿の責任者又は正式に資格を与えられた代理人の明示の同意がない場合は、当該候補者又は名簿のための選挙運動を目的として利用することはできない。

L. 第 52-17 条

選挙運動費用収支報告書又はその付属資料で届け出た費用の額が通常の価格を下回るときは、選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会は、状況の検証に有効な全ての証拠を提出するよう候補者に求めた後、差額を評価し、その額を職権で選挙運動費用に記載する。記載された総額は、L. 第 52-8 条が規定する、1 又は 2 以上の自然人により行

(37) 司法警察官 (officier de police judiciaire) は、犯罪の検査や被疑者の逮捕等の権限を有し、司法権に付随する職務を行う。山口編 前掲注(7), pp.435-436.

(38) 選挙に対する不服申立てが行われたことによる判断の延期の場合を指す。

(39) 選挙に係る裁判官 (juge de l'élection) とは、選挙に関する不服の訴え等を受ける裁判官であり、選挙に応じて異なる司法機関の裁判官が担当する。それぞれの選挙を担当する司法機関は、次のとおりである。県議会議員選挙及び市町村議会議員選挙については、第1審が地方行政裁判所 (tribunal administratif)、第2審かつ終審がコンセイユ・デタ。欧州議会議員選挙及び州議会議員選挙については、第1審かつ終審がコンセイユ・デタ。大統領選挙、国民議会議員選挙及び元老院議員選挙については、第1審かつ終審が憲法院 (成立前の法律についての合憲性審査、選挙や国民投票の適法性の監視を行う)。“Le juge administratif et le droit électoral,” 28 mars 2014. Conseil d'État website <<http://www.conseil-etat.fr/Decisions-Avis-Publications/Etudes-Publications/Dossiers-thematiques/Le-juge-administratif-et-le-droit-electoral>>

(40) 検事局 (parquet) とは、大審裁判所ごとに検察を構成し、共和国検事の管轄下に置かれる司法官である。中村ほか監訳 前掲注(14), p.308.

われた寄附とみなす。

委員会は、候補者に利益をもたらした全ての直接的又は間接的な利得、役務の提供及び現物の寄附について、同様の処理を行う。

(あんどう えりか)

政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号(抄)

Loi n°88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 安藤 英梨香訳
調査及び立法考査局フランス法研究会訳*

【目次】(太字は訳出した箇所)

- 第 1 章 政府構成員及び一定の公選職にある者の資産届出に関する規定
- 第 2 章 国民議会議員選挙の運動資金に関する規定
- 第 3 章 政党及び政治団体並びにその資金調達に関する規定**
- 第 4 章 雜則及び経過規定

第 3 章 政党及び政治団体並びにその資金調達に関する規定

第 7 条

政党及び政治団体は、自由に、結成され、活動する。政党及び政治団体は、法人格を有する。

政党及び政治団体は、訴訟行為を行う権能を有する。

政党及び政治団体は、無償又は有償で動産又は不動産を取得する権能を有する。政党又は政治団体は、その目的に適合する全ての行為を行うことができ、特に現行法の規定に従って機関誌及び政策研究所を創設し、運営することができる。

第 8 条

各年の予算法案に記載する政党及び政治団体の資金調達に充てられる予算の総額は、国民議会及び元老院の理事部⁽¹⁾により、政府に対する共同提案の対象とすることができる。

この総額は、次の 2 つの部分に等分する。

- 1° 国民議会議員選挙の結果に応じて政党及び政治団体の資金調達に充てられる第 1 部分
- 2° 両院において議席を占める政党及び政治団体の資金調達に特に充てられる第 2 部分

第 9 条

第 8 条に規定する補助 [総額] の第 1 部分は、次のいずれかに該当する者に対して割り当てる。

* この翻訳は、調査及び立法考査局フランス法研究会の平成29年4月から10月までの活動の成果であり、Loi n°88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique, titre III <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=06863D27FF92C9AD7777250635F85C33.tpdila22v_2?cidTexte=LEGITEXT000006069061&dateTexte=22220222> を訳出したものである。訳出した第3章は、「政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する 2017年3月6日の法律第2017-286号 (Loi n° 2017-286 du 6 mars 2017 tendant à renforcer les obligations comptables des partis politiques et des candidats)」による改正を反映している(以下、改正箇所に下線を付し、注で、「法律第2017-286号」の条番号及び改正の概要を示す。)。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会の構成メンバー(当時)は、岡村美保子、豊田透、寺倉憲一、古賀豪、高澤美有紀、濱野雄太、中村絢子、服部有希、舟越瑞枝、山口真紀子、近藤倫子、濱野恵、安藤英梨香、北岡健司である。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年1月25日である。

(1) 理事部 (bureau) は、国民議会及び元老院にそれぞれ設置されており、議長、副議長、財務担当議員等で構成され、議長を補佐し、議院運営上の管理事務に当たる。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.64.

一直近の国民議会の改選時に、50 以上の選挙区でそれぞれ有効投票の 1% 以上を獲得した候補者を擁立した政党及び政治団体

一直近の国民議会の改選時に、憲法第 73 条⁽²⁾若しくは第 74 条⁽³⁾が適用される 1 若しくは 2 以上の地方公共団体又はニューカレドニア⁽⁴⁾においてのみ候補者を擁立し、候補者を擁立した選挙区においてその候補者がそれぞれ有効投票の 1% 以上を獲得した政党及び政治団体

配分は、各政党及び政治団体の当該選挙の第 1 回投票における得票数に応じて行う。選挙法典 L.O. 第 128 条⁽⁵⁾に定める被選挙権がない旨の宣告を受けた候補者の得票数は、この中に含めない。

各項に規定する配分のために、国民議会議員選挙の候補者は、その立候補の届出において、自らが帰属する政党又は政治団体がある場合には、これを表示する。候補者は、遅くとも投票日から遡り 5 番目の金曜日にフランス共和国官報に掲載される内務大臣のアレテ⁽⁶⁾で作成するリストから又は当該リスト以外から当該政党又は政治団体を選択することができる。当該リストには、遅くとも投票日から遡り 6 番目の金曜日の 18 時までに第 8 条に規定する補助の第 1 部分を受けるための申請を内務省に提出した政党又は政治団体が、全て含まれる。

候補者は、自らを候補者として擁立しなかった政党又は政治団体に帰属している場合には、この条前 2 項に定める配分に関し、いずれの政党にも帰属していない旨の宣告を受ける。この項の適用に関する事項は、特に政党及び政治団体が当該政党又は政治団体が擁立する候補者のリストを作成する際の条件を定めるデクレ⁽⁷⁾で定める。

この補助 [総額] の第 2 部分は、前記の第 1 部分について補助を受ける資格のある政党及び政治団体に対し、各議院の理事部に [毎年] 11 月中に当該政党及び政治団体に登録又は帰属していることを届け出た議員の数に応じて割り当てられるものとする。

両院の各議員は、前項の規定の適用において、1 の政党又は政治団体のみを示すことができる。

憲法第 73 条若しくは第 74 条が適用される 1 若しくは 2 以上の地方公共団体又はニューカレドニアに含まれない選挙区で選出された両院の議員は、直近の国民議会の改選の際に、憲法第 73 条若しくは第 74 条が適用される 1 若しくは 2 以上の地方公共団体又はニューカレドニアにおいてのみ候補者を擁立した政党又は政治団体に登録又は帰属することができない。

遅くとも毎年の 12 月 31 日までに、国民議会理事部及び元老院理事部は、首相に対し、両院の議員の届出に基づく議会における政党及び政治団体別の議員の構成を通知する。当該届出は、官報に掲載する。

各政党又は政治団体に割り当てられる補助の総額は、毎年の予算法案の附属報告書に

(2) 憲法第73条は、海外県 (département d'outre-mer)・海外州 (région d'outre-mer) に対する法令の適応措置に関する規定である。

(3) 憲法第74条は、海外公共団体の特別な地位に関する規定である。

(4) ニューカレドニア (Nouvelle-Calédonie) は独立の是非を問う住民投票の実施を前提に過渡的な固有の地位を有する公共団体 (Collectivité sui generis) である。“En Nouvelle-Calédonie, société en ébullition, décolonisation en suspens,” *Le monde diplomatique*, juillet 2014, pp.18-19. (<https://www.monde-diplomatique.fr/2014/07/BENSA/50620>)

(5) 選挙法典 L.O. 第 128 条では、行政裁判官若しくは憲法院 (成立前の法律についての合憲性審査、選挙や国民投票の適法性の監視を行う) により、被選挙権欠格の宣告を受けた者は、宣告から最長 3 年間は、選挙候補者になることができないと規定されている。

(6) アレテ (arrêté) は、省令に相当する。

(7) デクレ (décret) は、政令に相当する。

記載するものとする。

第 9-1 条

政党又は政治団体について、直近の国民議会の改選時に、第 9 条第 5 項に従い、その政党又はその政治団体に帰属すると届け出していた男女の候補者数の差が、総候補者数の 2% を超える場合には、第 8 条及び第 9 条に規定する補助の第 1 部分の総額は、総候補者数に応じて、男女差の 150% に等しい割合で、補助の第 1 部分の総額を超えない範囲において減額される。

この減額は、海外にのみ候補者を擁立する政党又は政治団体であって、帰属する男女の候補者数の差が 1 を超えないものには、適用しない。

第 10 条

支出統制機関に関する 1922 年 8 月 10 日の法律⁽⁸⁾の財務統制に関する規定は、第 8 条及び第 9 条に規定する予算の管理には適用しない。

受益者である政党及び政治団体は、会計検査院⁽⁹⁾の監査を受けない。補助金を受ける非営利団体、慈善団体及び民間企業の統制に関する 1935 年 10 月 30 日のデクレ⁽¹⁰⁾の規定は、政党及び政治団体に適用されない。

第 11 条

政党及び資金調達の目的のために政党が指定する政党の地域機関又は専門機関は、資金調達団体又は政党により指名された自然人である代理人を介して資金を集めること。

第 11-1 条

政党の資金調達団体としての資格の認可は、団体の目的を政党の資金調達のみに制限すること及び定款がこの条の規定に従っていることを条件として、選挙法典 L. 第 52-14 条に規定する「選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会」によって付与される。認可は官報に掲載される。

政党の資金調達団体の資格を認可された団体の定款は、以下の事項を含むものでなければならない。

1° 団体が活動する区域の限定

2° 政党の資金調達のために受け取る全ての寄附金を預ける 1 の銀行口座又は郵便口座を開設する義務

第 11-2 条

政党は、会計代理人として選任した自然人の氏名をその本部のある県庁に書面により届け出る。当該届出には、指名された者の明示の同意を添付しなければならず、会計代理人が活動する区域を明確にしなければならない。

会計代理人は、政党の資金調達のために受け取る全ての寄附金を預ける 1 の銀行口座又は郵便口座を開設しなければならない。

(8) Loi du 10 août 1922 relative à l'organisation du contrôle des dépenses engagées. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000522819&dateTexte=20171106>> 省庁の財務統制に関する法律で、省庁の会計処理は、財務担当大臣による統制を受けることが規定されている。

(9) 会計検査院 (Cour des comptes) は、国、公施設、社会保障機関などの公会計に関する一般的裁判管轄権を有する行政裁判機関であるとともに、一定の事項について諮詢的権限を持つ。山口編 前掲注(1), p.132.

(10) Décret-loi du 30 octobre 1935 organisant le contrôle de l'Etat sur les sociétés, syndicats et associations ou entreprises de toute nature ayant fait appel au concours financier de l'Etat. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000295216&dateTexte=20171106>> 補助金を受ける非営利団体、慈善団体及び民間企業の会計処理は、財務担当大臣による統制を受けることが規定されている。

第 11-3 条

政党は、複数の代理人を順次用いることができる。この場合、政党は、指名又は認可の申請と同様の手続により、元の代理人の職務を停止し、又は資金調達団体への認可の取消を申請しなければならない。1の銀行口座又は郵便口座は、政党が新たな会計代理人を指名するまで、又は新たな資金調達団体の認可を得るまで凍結される。各資金調達団体又は各会計代理人は、会計代理人の死亡の場合を除き、会計報告書を作成する。

第 11-4 条

1若しくは2以上の政党の資金調達団体の資格を認可された1若しくは2以上の団体又は1若しくは2以上の会計代理人のために同一の自然人により行われる寄附及び1若しくは2以上の政党の党員資格で支払われる党費は、年7,500ユーロ⁽¹¹⁾を超えることはできない。

前項の規定にかかわらず、国又は地方の公選職にある者により支払われる党費は、第1項に規定する上限額の算定において計上されない。

政党又は政治団体を除く法人は、政党又は政治団体の資金調達団体又は会計代理人に何らかの形態の寄附を行い、又は、財、役務若しくは他の直接的若しくは間接的な利益を通常より低額で提供することにより、政党又は政治団体の資金調達に寄与することはできない。

資金調達団体又は会計代理人は、コンセイユ・デタ⁽¹²⁾の議を経るデクレで作成、使用及び選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会への報告の条件を定める領収書を寄附者に交付する。当該デクレは、自然人による3,000ユーロ以下の寄附に対して交付される領収書に、寄附を受ける政党又は政治団体の名称を記載しない場合の様式も規定する。デクレで定める条件により、政党は、年間に1又は2以上の寄附又は党費の支払を行った者の名簿を選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会に毎年提出する。

政党の資金調達団体又は会計代理人のために行われる150ユーロを超える寄附は全て、小切手、振込、自動振替又は銀行カードにより、確定的に対価なく、支払われなければならない。

いかなる政党の資金調達団体又は会計代理人も、外国又は外国法を根拠として設置された法人から、直接的又は間接的に、寄附又は物質的援助を受けることはできない。

資金調達団体又は会計代理人から発せられる第三者宛ての証書及び文書で、寄附の支払を促すことを目的とするものは、当該団体の名称及び認可日又は代理人の氏名及び県庁への届出日、収集される資金を受ける政党又は政治団体並びにこの条第1項及び第3項並びに第11-5条第1項の規定⁽¹³⁾を明示しなければならない。⁽¹⁴⁾

第 11-5 条

第11-4条に違反して1又は2以上の政党に寄附を行った者は、3,750ユーロの罰金及び1年の禁錮刑に処する。

次の寄附を受けた者に対して、同じ刑罰を適用する。

(11) 1ユーロは約130円（平成29年11月分報告省令レート）。

(12) コンセイユ・デタ（Conseil d'État）は、政府の準備する法令案などの諮問に応じるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。山口編 前掲注(1), p.112.

(13) 法律第2017-286号第5条で新たに挿入された。政党又は政治団体による寄附の呼びかけのための文書には、寄附の上限や違反した場合の罰則が書かれていないものも多かった。寄附の超過や違反を防ぐため、表示を義務付けることとなった。

(14) 法律第2017-286号第6条によって、この項に続く第11-4条最終項が削除された。最終項には、「この条の規定する額は、毎年デクレにより改定される。この額は、たばこを除く消費者物価指数に従って増減される。」とあった。

- 1° 第 11-4 条第 1 項に違反して行われた同一の自然人による 1 の政党への寄附
- 2° 第 11-4 条第 3 項に違反して行われた法人による寄附
- 3° 第 11-4 条第 6 項に違反して行われた外国又は外国法に基づく法人による寄附

第 11-6 条

この法律第 11-1 条及び第 11-4 条の規定を遵守しなかった資金調達団体は、認可を取り消す。

この場合又は第 11-1 条に規定する要旨報告書⁽¹⁵⁾が提出されていない場合には、資金調達団体としての資格の認可を申請した政党又は政治団体の当該資金調達団体の管轄区域における得票数は、第 9 条第 1 項に規定する翌年の得票数の算定から差し引く。

第 11-7 条

第 8 条から第 11-4 条までの規定の全て又は一部に該当する政党又は政治団体は、会計簿を維持する義務を負う。当該会計簿は、当該政党又は政治団体の収支及び当該政党又は政治団体が資本の 2 分の 1 若しくは執行機関の議席の 2 分の 1 を保有する若しくは決定若しくは経営に関する議決権を行使する機関、会社又は企業の収支を掲載しなければならない。

政党又は政治団体の収支報告書は毎年ごとに決算する。収支報告書は、当該政党又は政治団体の年収が 230,000 ヨーロを超過する場合には 2 名の監査役、それ以外の場合には 1 名の監査役が証明する⁽¹⁶⁾。当該収支報告書は、当該会計年の翌年の第 1 上半期に、選挙法典 L. 第 52-14 条により設置する選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会に提出され、[委員会は] その概要をフランス共和国官報に公示する。また、政党又は政治団体は、当該収支報告書付属資料において、当該政党又は政治団体が契約又は同意した借入金の総額及び借入条件、融資者の名義並びに同 [選挙] 法典 L. 第 52-12 条の適用により選挙運動費用収支報告書を作成する義務を負う候補者との間の資金の移動額を報告する。委員会は、収支報告書の公示に際して、融資者種別、融資種別、融資者の所在地又は居住地の国別に分類した契約借入金の連結総額、並びに法人融資者の名義及び候補者との間の資金の純移動額を明示する。委員会は、この条に規定する義務に対する違反を確認した場合、翌年から最長 3 年間、この法律第 8 条から第 10 条までに規定する [補助を受ける] 権利及び租税一般法典第 200 条 3 に規定する寄附及び党費収入に対する減税措置を受ける権利を [当該] 政党及び政治団体から剥奪することができる。⁽¹⁷⁾

委員会は、必要に応じ、全ての会計書類及び監査任務の適切な遂行に必要な全ての証

(15) 「第11-1条に規定する要旨報告書」とあるが、第11-1条には要旨報告書に関する規定はない。これは、改正時の不備である。選挙運動費用の制限及び政治資金の透明性に関する1990年1月15日の法律第90-55号 (Loi n° 90-55 du 15 janvier 1990 relative à la limitation des dépenses électorales et à la clarification du financement des activités politiques) により第11-1条が創設され、同条²に、政党の資金調達団体の義務として「政党の資金調達のために受け取る全ての寄附金を預ける1の銀行口座又は郵便口座を開設し、法人からの寄附金についての年間の要旨報告書を毎年 12月31日付で作成し、3か月以内に所管官庁に提出する義務」が規定された。しかし、第11-1条²の要旨報告書に関する規定は、政治活動の資金に関する1995年1月19日の法律第95-65号 (Loi n° 95-65 du 19 janvier 1995 relative au financement de la vie politique) による同条の改正の際に削られた。なお、本誌p.24で触れた2017年9月15日の法律第2017-1339号による改正により、第11-6条に残っていた「第11-1条に規定する要旨報告書」に関する記述も削除された。

(16) 法律第2017-286号第7条で新たに挿入された。これまで全ての政党が2名の監査役による監査を義務付けられていたが、今回の改正で2名の監査役による監査が必要なのは、年収が230,000ヨーロを超える政党に限定され、それ以外の場合は1名でも良いとされたことで、政党の会計手続の負担軽減が図られた。

(17) 最初の2文は法律第2017-286号第8条により、後の1文は法律第2017-286号第9条により新たに挿入された。この改正により、政党の資金の調達経路や政党と選挙候補者との間の資金の移動が明らかにされるようになった。また、政党がこうした会計上の義務に違反した場合に国庫補助や減税措置が受けられなくなるといった罰則が設けられ、政治資金の透明化が図られた。

拠書類の提出を求める。

第 11-8 条

政党又は政治団体であって、資金調達団体の認可を得た又はその会計代理人を指名した全てのものは、当該資金調達機関又は会計代理人を通じてのみ同一の者からの寄付を受けることができる。違反があった場合には、第 11-7 条第 2 項の規定を適用する。

第 11-9 条

この法律に規定する公示は、等しくフランス共和国官報によらなければならない。

(あんどう えりか)